

# 空き家、 放置されていませんか？

※この画像は生成AIによって作成されており、実在する建物ではありません。

## 今は良くても放置し続けると…



### 1 環境への悪影響

ゴミの不法投棄や樹木の繁茂により、害虫や悪臭の発生源になることも

### 2 防犯上のリスク

不法侵入、残置物の盗難、放火につながる可能性も

### 3 地域コミュニティへの悪影響

景観の悪化、治安の低下、まちの活気が失われることも

### 4 防災上のリスク

災害時に倒壊や火災で、避難経路を塞いだり、災害対応の妨げになることも

放火被害 や 損害賠償 になる可能性も…

詳細は裏面へ



## 放置してしまうと…

### 空き家が火元の放火被害

長期間管理不全状態だった空き家が不審火により夜間に出火。空き家を含めた3棟が全焼、ほかの1棟もほぼ全焼する被害



※【出典：公益財団法人日本住宅総合センター】「空き家が火元となった類焼事例」

火元の発見が遅れ、延焼被害に繋がりがやすい

### 損害賠償の可能性



火災や強風による飛散等、自身の建物や敷地内の工作物によって第三者に危害を加えた場合、損害賠償を負う可能性があります。

【損害額の試算例】

■ 火災による隣接家屋の全焼・死亡事故(想定)

都内、高齢夫婦死亡の場合…… **6,375万円**

■ 外壁材等の落下による死亡事故(想定)

11歳男児死亡の場合…… **5,630万円**

※【出典：公益財団法人日本住宅総合センター】  
「空き家発生による外部不経済の実態と損害額の試算に係る調査」

## こうなる前に…

### 地域での交流が大事！



日頃からのご近所付き合いを大切にしましょう。お隣どうして話し合うことができれば、早期解決につながる場合があります。



川崎市HP  
近隣の空家でお困りの方へ

### 家の将来を 考えることが大事！



空き家になってからでは大変です。いざというときに困らないように元気なうちに家族や親族で家のことについて話し合しましょう。



自分の・家族等の「家の将来」  
を考えるパンフレット



## 空き家に関するご相談はこちらへ

解決まで時間のかかる空き家問題だからこそ、お困りやお悩みのことがございましたらご相談ください。市役所や区役所に空き家についてご相談いただいた場合は、現地調査を行い、状態を確認した上で、所有者調査を行い、空き家を適正に管理していただくよう働きかけていきます。

### 近隣の空き家に関する相談

■ 川崎市まちづくり局住宅政策部  
住宅整備推進課

**044-200-2253**

### 所有する空き家に関する相談

(相続・管理・活用など)

■ 川崎市住宅供給公社 すまいの相談窓口

**044-244-7590**



(すまいの相談窓口)

【お問合せ先】

川崎市まちづくり局 住宅政策部 住宅整備推進課

電話：044-200-0517 / メールアドレス：50zyusei@city.kawasaki.jp